# 令和８年９月　木更津市定例教育委員会会議　会議録

１．日　　時　　令和８年９月１４日（月）　午後１時００分～午後１時５０分
２．場　　所　　木更津市役所朝日庁舎　会議室２－４
３．出 席 者　　教育長及び委員

教育長　廣部　昌弘
委　員　渡部　佳子
委　員　豊田　雅之
委　員　中島　緑
委　員　中村　和人

職　員

| | |
|---|---|
| 教育部長 | 安田　貴之 |
| 教育部次長兼教育総務課長 | 亀田　聡史 |
| 教育部次長兼文化課長 | 水越　学 |
| 教育部部参事兼学校教育課長 | 上田　真里 |
| 学校給食課長 | 佐川　純子 |
| 生涯学習課長 | 山下　理 |
| まなび支援センター所長 | 難波　秀和 |
| 学校給食センター所長 | 石井　紀幸 |
| 図書館長 | 北村　晴美 |
| 郷土博物館金のすず館長 | 松本　明子 |
| （会議事務局） | |
| 教育総務課管理係長 | 石井　靖宏 |
| 教育総務課副主幹 | 伊藤　浩之 |

４．傍 聴 人 数　　３名（非公開案件０件）
５．付議した事件
議案第 13 号　令和８年度教育功労者の表彰について
議案第 14 号　木更津市社会教育委員の委嘱について
議案第 15 号　木更津市指定文化財の指定について
６．報 告 事 項
報告第 16 号　臨時代理の報告について
７．そ　の　他　　専決処分の報告について
令和７年度教育費決算について
吾妻公園文化芸術施設の管理運営に係る基本的な考え方について

８．議 事 大 要

**〇廣部教育長**

定刻となりましたので、令和８年９月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名人には、豊田委員にお願いいたします。また、前回８月定例会の会議録につきましては、中島委員と私とで、それぞれ確認、署名いたしました。

**〇廣部教育長**

次に、会議の公開の可否についてでございますが、本日は、非公開に該当する案件はございませんので、付議する事件の審議に入ります。

はじめに、議案第１３号「令和８年度教育功労者の表彰について」事務局から説明をお願いします。

**〇亀田教育部次長**

議案第１３号「令和８年度教育功労者の表彰について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料１ページをご覧ください。本議案は、本市における教育、学術又は文化の振興に関し、特に顕著であった個人又は団体を教育功労者として表彰することについて、木更津市教育委員会表彰規程第３条並びに木更津市教育委員会組織及び運営規則第５条第９号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

表彰の候補者につきましては、２ページから５ページの候補者名簿のとおり、８名の方々でございます。今回の候補者につきましては、教職員が８名であり、木更津市教育委員会表彰規程第２条第１号の「教職員にして教育向上のため尽力し、その功績が顕著な者」に該当するほか、勤続年数等、別途定めております表彰基準の内規に基づき、選定いたしました。それでは、表彰候補者の氏名を申し上げます。請西小学校　校長　長島　則彦様、木更津第一中学校　校長　石井　隆久様、太田中学校　校長　藤本　佳子様、清川中学校　校長　長島　田鶴子様、木更津第一小学校　教諭　三枝　まさみ様、西清小学校　教諭　石渡　真由美様、太田中学校　教諭　井関　美由紀様、木更津第二小学校　養護教諭　安藤　久恵様、以上８名の方々でございます。それぞれの方の功績につきましては、候補者名簿記載のとおりでございます。

なお、表彰式につきましては、１１月６日（金）午前１０時００分から市役所駅前庁舎にて執り行う予定でございます。説明は、以上でございます。

**〇廣部教育長**

ただいま、事務局から提案理由の説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますか。

＜委員の質問・意見なし＞

**〇廣部教育長**

ご質問、ご意見がないようですので、採決に移ります。議案第１３号「令和８年度教育

功労者の表彰について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

**〇廣部教育長**

賛成全員で、原案どおり決定いたしました。次に、議案第１４号「木更津市社会教育委員の委嘱について」事務局から説明をお願いします。

**〇亀田教育部次長**

議案第１４号「木更津市社会教育委員の委嘱について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料６ページをご覧ください。本議案は、欠員の生じている木更津市社会教育委員について、社会教育法第１５条第２項並びに木更津市社会教育委員に関する条例第３条及び第４条の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものでございます。

７ページをご覧ください。新たに委嘱しようとする委員は１名で、任期は令和８年１０月１日から令和９年３月３１日までございます。なお、各委員の氏名等につきましては８ページのとおりでございます。説明は、以上でございます。

**〇廣部教育長**

ただいま、事務局から提案理由の説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますか。

＜委員の質問・意見なし＞

**〇廣部教育長**

ご質問、ご意見がないようですので、採決に移ります。議案第１４号「木更津市社会教育委員の委嘱について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

**〇廣部教育長**

賛成全員で、原案どおり決定いたしました。次に、議案第１５号「木更津市指定文化財の指定について」事務局から説明をお願いします。

**〇亀田教育部次長**

議案第１５号「木更津市指定文化財の指定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料９ページをご覧ください。本議案は、令和８年８月４日付で木更津市文化財保護審議委員会から答申のありました、天正検地帳及び寛永八年検地帳（善場家文書）を木更津市文化財保護条例第４条第１項の規定により、木更津市指定文化財に指定しようとすることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第５条第１６号の規定によ

り、議決を得ようとするものでございます。なお、指定しようとする文化財の詳細につきましては、この後、文化課長よりご説明させていただきます。私からの説明は、以上でございます。

**〇水越教育部次長**

文化財の詳細をご説明いたします。資料１２ページをご覧ください。

天正検地帳は、太閤検地に伴う政治、社会制度の画期的変化を伝える歴史的資料として学術的価値が広く認められており、県内では１８件７１冊が県指定有形文化財に指定されております。

本市では、昭和５７年４月６日に鈴木三朗家文書中の検地帳が県指定を受けており、この度の天正検地帳及び寛永八年検地帳（善場家文書）は市内に現存する２例目の天正検地帳にあたり、近隣現存の天正検地帳と多くの共通点を持ち、天正検地当時の記録内容を概ね反映していると考えられるとされております。

以上のことから、本資料は本市の希少かつ重要な歴史資料であり、木更津市指定文化財（有形文化財・古文書）として指定することが適切であると判断されます。以上でございます。

**〇廣部教育長**

ただいま、事務局から提案理由の説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますか。

＜委員の質問・意見なし＞

**〇廣部教育長**

ご質問、ご意見がないようですので、採決に移ります。議案第１５号「木更津市指定文化財の指定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

**〇廣部教育長**

賛成全員で、原案どおり決定いたしました。本日、付議いたしました事件の審議は、以上といたします。

**〇廣部教育長**

続きまして、報告事項でございますが、報告第１６号「臨時代理の報告について」事務局から説明をお願いします。

**〇亀田教育部次長**

報告第１６号「臨時代理の報告について」ご説明申し上げます。

議案資料１３ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規則第６条第１項の規定により、教育長の臨時代理により処理を行いました案件に関す

るものでございます。１８ページをご覧ください。９月市議会定例会に提案する教育委員会に係る令和８年度９月補正予算案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、令和８年８月２１日付けで市長から教育委員会教育長に対し、意見の聴取がございましたが、９月市議会定例会への議案提案の日程を勘案すると、期日までに教育委員会会議を招集する暇がございませんでした。そのため、１５ページにございますとおり８月２７日付けで教育長の臨時代理で処理をし、「意見なし」と回答いたしましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

それでは、教育委員会に係る９月補正予算案の概要につきまして、ご説明申し上げます。１６ページをご覧ください。今回の補正予算につきましては、はじめに、歳入といたしまして、補正前の予算現額が８億９千５８７万２千円であったところ、３００万円を増額し、補正後の額を８億９千８８７万２千円にしようとするものでございます。

続きまして、１７ページをご覧ください。歳出といたしましては、表の上から８行目の５０款教育費の補正前の予算現額が４５億３千９８３万２千円であったところ、３２３万１千円を増額し、補正後の額を４５億４千３０６万３千円にしようとするものでございます。

それでは、歳入歳出のうち、人件費を除く補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。１９ページから２２ページまでが、補正予算及び補正予算に関する説明書の教育委員会に関する部分の抜粋でございます。まず、歳出をご説明させていただき、その中で、関連する歳入をあわせてご説明申し上げます。

２２ページをご覧ください。はじめに、５０款教育費　５項教育総務費　１７目まなび支援センター費　説明欄１．まなび支援センター事業費（１）副読本製作事業費２３万１千円につきましては、小学校３年生が使用する社会科副読本「わたしたちの木更津」の印刷に要する経費の増額でございます。

次に、１０項小学校費　５目学校管理費の説明欄１．学校維持管理運営費（１）学校図書館システム管理運営費２２５万８千円及び１５項中学校費　５目学校管理費の説明欄１．学校維持管理運営費（１）学校図書館システム管理運営費１５０万６千円につきましては、市内小中学校３０校において、令和５年度から運用を開始した学校図書館蔵書管理システムの契約を更新し、継続してシステムを利用するための経費でございます。

次に、１０目教育振興費　説明欄１．総合的な学習推進費３００万円でございますが、歌やダンスといった体験学習を通して「自立する力」と「共生する姿勢」の育成を図ることを目的にＨＥＡＲＴＧＬＯＢＡＬミュージックアウトリーチ事業を実施するための経費でございます。財源の歳入につきましては、２０ページをご覧ください。７５款寄附金５項寄附金　３０目教育費寄付金　１５節中学校費寄附金の説明欄１．企業版ふるさと納税寄附金３００万円でございます。

補正予算の内容につきましては、以上でございます。なお、補正予算につきましては、９月市議会定例会に提案し、９月２５日の本会議最終日に採決が予定されております。説明は、以上でございます。

**〇廣部教育長**

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますか。

＜委員の質問・意見なし＞

**〇廣部教育長**

ご質問、ご意見がないようですので、報告事項につきましては、以上といたします。

**〇廣部教育長**

続きまして、その他でございます。はじめに、「専決処分の報告について」事務局から説明をお願いします。

**〇亀田教育部次長**

「専決処分の報告について」ご説明申し上げます。

議案資料２３ページをご覧ください。この専決処分は、地方自治法第１８０条第１項の規定により、市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて処理した案件でございます。

２４ページをご覧ください。専決処分の内容でございますが、令和８年2月１０日午前９時ごろ、木更津市立波岡小学校視聴覚室において、授業中に当該校の教諭が相手方と接触し、相手方の左手指を負傷させたことから、この事故を調査したところ、市側に過失があると認められるので、３９万５千２００円を賠償し、和解いたしました。なお、この専決処分は、８月２７日に市議会へ報告したところでございます。説明は、以上でございます。

**〇廣部教育長**

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますか。

**〇中村委員**

相手方が生徒なのか業者なのかもわからないですし、詳細が不明です。どこで情報を得ればよいのでしょうか。

**〇上田教育部部参事兼学校教育課長**

相手方は児童になります。概要でございますが、指導の流れの中で接触して、お子さんの指が骨折してしまったという事案でございます。保護者の方からは、損害賠償、慰謝料について、学校や教育委員会に問い合わせやご要望等がございました。学校には安全配慮義務等がございますので、学校の設置者である市が、損害賠償の支払いをしたということでございます。以上でございます。

**〇渡部委員**

この損害賠償額とか和解額の基準を教えてください。

**〇上田教育部部参事兼学校教育課長**

実際にかかった治療費は、日本スポーツ振興センターからお支払いをしていますのでその分は除いていますが、３９万５千２００円の内訳は、付き添い看護料と通院の慰謝料でございます。この金額につきましては、市が加入しております全国市長会の学校災害損害賠償保険の代理店である損保保険ジャパンが基準に従い算出しており、その合計が３９万5千２００円となっております。

**〇廣部教育長**

他に、ご質問、ご意見がないようですので、この案件につきましては、以上といたします。次に、「令和７年度教育費決算について」事務局から説明をお願いします。

**〇亀田教育部次長**

「令和７年度教育費決算について」ご説明申し上げます。

資料につきましては、別冊１「令和７年度決算」でございます。はじめに、歳入について申し上げます。資料の１ページをご覧ください。教育委員会全体の予算現額は、表の一番下にございますとおり、７億１千３１０万５千円、調定額が７億３千５９２万１千２５１円、収入済額が６億８千９８５万４千５９８円、不能欠損額は０円、収入未済額が４千６０６万6千６５３円でございます。なお、収入未済額の内訳は、給食費の未納分及び過年度分の就学援助費の返還未納分でございます。

続きまして、歳出について申し上げます。２２ページをご覧ください。教育費全体の予算現額につきましては、１０款 総務費７１万2千円、２０款 衛生費３２万円、５０款 教育費３５億６６８万2千円、合計３５億７７１万4千円でございます。これに対しまして、支出済額が１０款 総務費７１万１千５００円、２０款 衛生費３２万円、５０款 教育費 ３１億9千３２１万8千６８８円、合計３１億9千４２５万１８８円で、予算執行率は９０．９５％でございます。また、令和８年度への繰越額につきましては、２億５千８８０万６千円で、繰越事業は、営繕課所管の学校施設及びキャンプ場施設の改修等関連工事でございます。予算現額から支出済額及び翌年度繰越額を差し引いた５千４６５万７千３１２円が不用額となっております。以上が教育委員会全体の決算の概要でございます。各課等の歳入・歳出、それぞれの決算状況につきましては、予算科目・事業等別にまとめさせていただきましたので、後ほどご確認をお願いいたします。

令和７年度の決算に係る審査につきましては、監査委員による審査が７月２８日に行われ、決算に関する計数は、関係諸帳簿及び証拠書類に符号しており、正確なものと認められました。その他、詳細な意見・結果につきましては、意見書としてホームページで公開しておりますので、恐れ入りますが、後ほどご覧いただきたく存じます。また、市議会におきましても、教育費につきましては、9月１６日に決算審査特別委員会が開催され、９月２５日の市議会定例会最終日となります本会議において、採決が予定されておりま

す。説明は、以上でございます。

**〇廣部教育長**

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますか。

＜委員の質問・意見なし＞

**〇廣部教育長**

ご質問、ご意見がないようですので、この案件につきましては、以上といたします。次に、「吾妻公園文化芸術施設の管理運営に係る基本的な考え方について」事務局から説明をお願いします。

**〇山下生涯学習課長**

生涯学習課山下でございます。先月８月の教育委員会議においても、これまでの社会教育委員会議における吾妻公園文化芸術施設の管理運営に係る基本的な考え方についての社会教育委員さんの検討事項を経過報告として報告させていただきました。本日の資料は、「吾妻公園文化芸術施設の管理運営に係る基本的な考え方について」になりますので、ご覧いただければと思います。

資料１，２ページにつきましては、令和８年７月２１日付けで市長より教育委員会宛に、「吾妻公園文化芸術施設の管理運営に係る基本的な考え方（案）」に対する意見照会がございました。検討事項といたしまして、「①管理運営の基本的な考え方」、「②所管部署についての基本的な考え方」、「③運営主体についての基本的な考え方」について意見照会がありました。これに対する回答案といたしまして、資料３ページになりますので、ご覧いただければと思います。検討事項（案）に対する回答（案）を読み上げさせていただきます。「吾妻公園文化芸術施設の管理運営に係る基本的な考え方(案)」における検討事項、今般示された基本的な考え方については同意いたします。ただし、これまで積み重ねてきた知識と経験を礎として、図書館・地域交流センター・ホール・交通公園の四機能が複合化することによる相乗効果を最大限に発揮しながら、生涯学習と学校教育のより一層の充実に資するとともに、市民サービスの向上が着実に図られるよう、適切かつ効果的な管理運営の実現を望みます。また、社会教育委員会議からの意見書及び図書館協議会からの答申においても、本施設のあり方に関する重要な提言がなされていることから、これらの内容を参考として添付いたします。管理運営の検討にあたっては、各会の意見についても十分にご考慮いただきますようお願い申し上げます。なお、吾妻公園文化芸術施設管理運営計画策定委員会において示された方針等は、今後も定期的に情報共有いただけますよう重ねてお願いを申し上げます。

続いて、資料の４ページをご覧いただければと思います。こちらは社会教育委員会議からの意見を取りまとめたものの報告とさせていただいております。社会教育委員会議は、社会教育法第１７条により、職務として教育委員会に意見を述べることができるということで、ご了承いただければと思います。すでに先月ご説明したところでございま

すが、そちらの詳細を報告ということにさせていただきます。

「１各機能が繋がり合い、相乗効果を生み出すような施設運営」、吾妻公園文化芸術施設は、ホール、図書館、中央地域交流センター及び交通公園、公園広場の４つの機能が複合される施設となります。複合施設であるという特徴を最大限に活かすためには、各機能が個別に動くのではなく、例えば公園とホールが一体となったイベントが行われたり、図書館の本を参考に地域交流センターで活動したりするなどの工夫が必要となってきます。各機能が一体的に管理されるなどにより、お互いの機能が連動し、相乗効果を生み出すような活動を展開していくことも可能であると推定されます。その上で、各機能における専門性・継続性の確保も必要です。それぞれの機能において、以下のように留意すべき箇所が異なります。

「（１）ホール機能」、ホールの使用用途としては、講演会や音楽コンサート、演劇や舞台等が考えられますが、それらを開催する場合では、必要な設備が大きく異なり、音響照明等の舞台配置をその都度切り替える必要があるため、幅広い知見が必要となります。また、文化芸術、教育面への詳しい知識を有した広報係を置くことにより、より施設活動の周知ができるだけではなく、さらなる有効活用等の効果も認められると考えます。

「（２）図書館機能」、木更津市の未来を担う子ども達に、木更津市の文化に接する機会を多く設けることが、今後の吾妻公園文化芸術施設に求められます。そのため、図書館においては、訪れた子ども達に適切な児童サービスを提供し、その子に合った図書を紹介するなどの機能が必要不可欠です。また、郷土資料も数多く所有していることから、それらを補完するだけではなく、学校や地域のニーズに沿った資料を提供することが求められます。そのような業務は、図書の管理だけではなく、人と図書をつなぐ図書館司書の配置が重要となってきます。

「（３）中央地域交流センター機能」、地域の核としての機能を担うものであり、今まで本市が築いてきたまちづくりを目的とした活動や社会教育、生涯学習活動が十分に活かされるようにする必要があります。

「（４）交通公園、公園広場機能」、公園の管理に関する高い専門性のほか、文化芸術施設を含む公園として、他機能との相乗効果による新たな価値の創出ができる運営を期待します。

一括管理は、意思決定の速さにおいて利点であると考えます。その一方で、一括管理だと専門性を発揮する分野に偏りが発生しやすく、各機能の特性を十分に理解していない分野において、意思決定が行われてしまう可能性が懸念されます。そのような懸念を排除するためにも、各部門に専門性が高い人材の配置を要望します。

「２複合施設全体としての設備管理」、４つの機能が相互に繋がり合った施設とするためには、設備についても施設全体を俯瞰して考えることが必要になります。トイレの数等は公園等も含めて必要な数が確保されているかや、公園の遊具は施設全体から見てふさわしいものなのかなどという点の再確認をお願いします。また、吾妻公園文化芸術施設は、日常的な居場所となるだけではなく、災害時には、指定避難所ともなる施設です。本施設はベビーカーや車椅子利用の方、杖をついた方などの利用も想定されるため、日常的な利用で困らないスロープや手すりの設置が不可欠であるだけでなく、災害時の避

難動線については、十分すぎるほどの配慮をお願いします。

「３木更津市の未来を担う子ども達のための文化芸術施設」、吾妻公園文化芸術施設は、次代を担う子ども達にとって、よりよい施設となることを求めます。市民のニーズには、運営主体に関わらず、積極的に応える姿勢を期待します。ホール機能においては、著名な音楽家等が使用できるよう、講演会から音楽コンサート、舞台発表等にまで対応できるような管理運営をすれば、子ども達が質の高い芸術文化に触れる機会が増えます。また、図書館機能においては、来館者のニーズを把握し、所有している資料と照合し、利用者の求め以上の情報を提供するという専門性のある対応を行うことにより、また来たくなる動機につながります。吾妻公園文化芸術施設のように素晴らしい施設ができれば、地元木更津で育まれる子ども達がこの施設で活動したいというモチベーションを高めることにも繋がります。そのため、子ども達にとって、より一層の学びの場となるよう、施設の整備及び管理運営を要望いたします。

「４その他の工夫」、吾妻公園文化芸術施設においては、１つの施設で４つの機能を複合していますが、その施設で収まることなく、幅広くつながりあうという観点も必要となります。図書館においては、図書館、学校、地域交流センターとで連携し、大きな図書館をイメージした運営を行うことも可能でしょう。また、地域交流センターの１室を音響に特化した部屋に作り替え、ホールと連携させた運営も可能となると考えます。

まとめとして、吾妻公園文化芸術施設は、ホール、図書館、中央地域交流センター及び交通公園、公園広場にそれぞれ求められる機能を十分に確保したうえで、従来通りの用途ごとに使い分ける施設ではなく、エントランスや共有部分を介して、それぞれの機能が緩やかにつながることで、利用者やその活動が自然に交わる環境を生み出す持続可能な公共施設となる予定です。大きな規模の施設となり、管理運営には細心の注意が必要となりますが、運営方法については、明確には示されていないこともあり、今回の報告は財団法人による一括管理の賛否について言及するものではありません。本会議として、各機能の現状を踏まえた今後の施設のあり方への意見を要望として提言し、財団法人による一括管理も含めて、教育委員の皆様が今後の吾妻公園文化芸術施設のあり方について協議していくことに賛成し、本会議の意見として提出いたします。なお、一部委員からは、財団法人による一括管理への反対意見やホールの広さや作りについての要望、ステージにおける貴重な備品との隔離動線等の要望やさらに慎重審議を求める意見が出されていることも踏まえ、今後も、他市町村の実情を聞き取り調査していただくほか、本会議を含め、市民の理解を得るために丁寧に対応いただけるよう要望いたします。

以上になりますが、先ほどの回答案でも述べさせていただきましたとおり、社会教育委員さんのご意見も参考にしていただきたいと考え、また、図書館協議会の答申とあわせて回答案に添付させていただくものと考えております。教育委員の皆様におかれましては、これらの報告を参考にしていただき、総合教育会議に臨んでいただければ幸いです。また。回答案に対してご意見、ご質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。私からは、以上でございます。

**〇廣部教育長**

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますか。

**〇中島委員**

質問ではなく意見でございます。この中でも何度も述べられていた専門的な視点を持った人材というのが、今ひととおり読んでいただいて、本当に一番重要になるかなと感じました。ホールですとか、図書館ですとか、交流センターのような社会教育を担う、これまでそれぞれの専門性が活かされてきた施設が、複合型ということで、お互いが影響し合いながら、一緒に何かイベントを行うとなってくると、それぞれの専門家も大事ですが、それぞれの施設をつなぐ人、そこを取りまとめる人によって、大きく施設の活かされ方が変わってくると思いました。何か私に斬新なアイデアがあるわけではないですが、取りまとめる人材によって大きく変わるのかなと思いました。例えば、取りまとめる方のアイデアがなくても、色々なところからアイデアを吸収するような柔軟性とかが求められると思いましたので、それぞれのホールとか、あとは図書館機能とか、交通公園広場の機能とか、中央地域交流センターとか、いろいろな機能を理解しながらも、全体を見て、取り仕切るっていう、人事、人材といった組織の存在がかなり要になるのではないかなというところで、意見をさせていただきました。

**〇豊田委員**

運営方法であったり、人事的な配置であったりというのは、もう決まっていますか。例えば、地域交流センターはセンター長がいて、図書館機能は図書館長がいるという発想だと思いますが、例えば財団法人で一体化になって、財団法人の中の人事になるのか、それとも、市側から館長が配置されるのか、その辺はどうなのかなと思っています。

**〇安田教育部長**

今までバラバラというか、場所も違っていた図書館や地域交流センター、ホールといったものが一緒になって複合的な施設になります。今、図書館でしたら司書を含めて１８人ぐらい職員が配置されておりまして、地域交流センターにも１０人近くの職員がいます。まだ財団法人が存在しておりませんが、最初は財団法人に職員を派遣するような形を検討してもいいのかなということを考えております。また、企画部では、各種事業を総合的、効果的に進めるためのプロデューサーのような人材の配置を調査研究しております。自治体名は失念しましたが、複合施設を財団が管理委託している自治体がございます。その施設では、テレビ局のプロデューサー的経験のある人が、統括的な管理運営をしていくような流れになって、最初は市の職員が施設を管理運営する財団に出向するような形になっていたと思います。そこから徐々に出向職員が抜けていくような形で、最終的には、財団で一本化されていくような流れで考えているように聞いております。なお、先週、吾妻公園文化芸術施設管理運営計画策定委員会が立ち上がりまして、そこで具体的な議論がされていくのかなと思いますが、中島委員も、豊田委員もご心配され

ているとおり、複合化というのが、ピンチであり、チャンスでもあると考えております。このあたりは、ずっと議論されてきましたが、複合化がメリットになるような運営が非常に大事であると私個人も考えているところでございます。

**〇渡部委員**

社会教育委員の方々、図書館協議会から出された資料の内容とか、本当にそのとおりだなと思って読ませていただきました。今後、そういう施設になっていくといった中身は提示されましたが、１年毎とかの評価点検のような仕組みが必要ではないかと思っています。このような仕組みが管理運営に入るのかどうかわかりませんが、今後、施設が実際に動き出してからも、市民の方の意見などを取り込むシステムみたいなものが、どのようになるのかなと思っています。教育委員会で言えば、評価点検があります。専門の人に評価していただいて、市民の方にそれを提示して、意見をいただくような流れだと思いますが、いきいき館では、携帯で登録すると、年度末に施設のことや職員さんのことなどの項目についてのアンケートが来たりしたことがあります。専門の方の評価はもちろんですが、一般の市民の方の意見などを取り込むようなシステムをつくっていただきたいと思います。

**〇安田教育部長**

管理運営計画策定委員会の中での仕様書にも記載があるワークショップ的なものをやることとか、誰でも意見を言えるミナトークというシステムを持っていますので、それも利用するような話を聞いております。また、管理運営計画の策定の中で、ＰＤＣＡサイクルとか、施設の維持管理の今後の方針を立てて終わりということはなくて、長寿命化対策なども必要になりますし、そういったことも計画に入れていくような話を聞いておりますので、管理運営計画の素案的なものができたら、委員の皆様にご覧いただきたいと考えております。

**〇廣部教育長**

施設を開いた後の点検評価も当然大事になってくると思います。もちろん、管理運営計画のひとつの骨子だと思っていますので、できるだけ市民のご意見をいただいて、活かしていけるようなシステムをつくっていかなければならないと考えています。

**〇豊田委員**

財団法人化して、市から財団法人が独立して管理運営していくにあたって、例えば図書館機能について、教育委員会で図書館はこうありたいといった意見や要望などを言えなくなると困るので、そこは担保していかなければならないと思います。

**〇安田教育部長**

図書館法はそのままありますので、管理運営が市長部局側になるところが変わるところであって、教育委員会から意見を言えないこともありませんし、この策定委員会がで

きて、計画をつくったら終わりということでもないと思います。ＰＤＣＡサイクルとか、客観的な視点で見ていくといった審査とか点検をしていくことも必要だと思いますので、策定委員会の中で伝えさせていただければと思います。

**〇北村図書館長**

教育委員会が継続的に関与できる仕組みを確保することが必要であると図書館協議会から答申をいただいております。この答申を参考として添付をして、回答するという案ですので、そうしていただければと思っております

**〇廣部教育長**

他に、ご質問、ご意見等がないようですので、この案件につきましては、以上といたします。「吾妻公園文化芸術施設の管理運営に係る基本的な考え方（案）」に対する教育委員会の意見につきましては、皆様のご意見を踏まえ、回答して参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

その他、委員の皆様から総体的にご意見等ございますか。

**〇渡部委員**

天候不順などで学校が休校になった場合の子どもたちの過ごし方は、どのようになっているのかを教えてください

**〇上田教育部部参事兼学校教育課長**

事前に天候が悪く休校するということであれば、タブレットを持って帰宅させて、自宅で課題をやるとか、場合によってはオンラインで授業をやることも考えられると思います。オンライン授業につきましては、コロナで休校になった際に取り組んでいましたので、学校はそのノウハウを持っています。直近では、日曜日の判断で月曜日が休校になりましたので、家庭で学習といった判断には困難がございました。ただ、天候が悪くて早く帰った時や休校になった時の家での過ごし方につきましては、当然安全確保のための休校なので、常日頃から、遊びに行ったりしないようにという指導をしているところでございます。また、本市は学校数も多いですし、災害によっても地域それぞれ、様々な状況が考えられますので、休校の判断につきましては、教育委員会と相談をしながら、基本的には学校長の判断になっております。

**〇廣部教育長**

他に、ご意見等ないようですので、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議について、連絡をお願いします。

**〇事務局**

次回、１０月定例教育委員会会議につきましては、令和８年１０月１９日（月）午後１時から市役所朝日庁舎会議室２－４で開催いたしますので、よろしくお願いいたしま

す。

**〇廣部教育長**

以上をもちまして、令和８年９月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人　　教　　育　　長

委　　員